

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

資料番号	1	担当課	県民生活課
法令名	農業協同組合法	根拠条項	84-1
	許認可等の内容		消費生活協同組合への組織変更の認可
<p>○ 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)</p> <p>(認可)</p> <p><b>第84条</b> 組織変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該申請に係る同項の認可をしなければならない。</p> <p>一 組織変更後消費生活協同組合が消費生活協同組合法第2条第1項各号に掲げる要件を欠くとき。</p> <p>二 組織変更の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする都道府県知事の処分に違反するとき。</p> <p>三 組織変更後消費生活協同組合が事業を行うために必要な経営的基礎を欠くことその他その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。</p> <p>3 第一項の認可については、消費生活協同組合法第57条第2項及び第59条の規定を準用する。</p> <p>《参考》</p> <p>○消費生活協同組合法 (昭和23年法律第200号)</p> <p>(設立認可の申請)</p> <p><b>第57条</b> 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会議事録の謄本及び役員名簿を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。</p> <p>2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。</p> <p>(認可の期間)</p> <p><b>第59条</b> 第57条第1項の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から二月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。</p> <p>2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に、第57条第1項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明書の交付を請求することができる。</p> <p>3 行政庁が設立認可の申請に関し発起人に報告を求め、又は第三者に照会を発した場合には、前項の期間は、その報告又は回答のあつた日から、これを起算する。この場合において、第三者に照会を発したときは、行政庁は、第1項の期間内に、発起人に対しその旨の通知を発しなければならない。</p> <p>4 行政庁が不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。</p> <p>5 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に、第57条第1項の申請書が受理されたものとみなして、第1項から第3項までの規定を適用する。</p>			